

仙台地方裁判所委員会（第5回）議事概要

1 開催日時

2月25日（月）午後1時30分～午後3時30分

2 場所

仙台地方裁判所第5会議室

3 出席者

（委員）阿部友康，阿部宮子，伊藤紘基，大村昌枝，長田洋子，小林伸一
佐藤孝明，鈴木忠夫，須藤 力，千葉勝郎，中村光伸，原 征明
峯岸とも子，森田直子（五十音順，敬称略）

（庶務）品川総務課長，石山総務課課長補佐

（説明者等）佐藤民事首席書記官，川合刑事首席書記官，

鎌田事務局長，菊池事務局次長，中村仙台検察審査会事務局長

4 議事（委員長，委員，説明者）

（1）意見交換

テーマ「裁判員制度の広報について－続行」

説明

検察審査員制度の広報と出頭状況等・・・ 検察審査会事務局長

模擬裁判における裁判員役の感想等・・・ 事務局次長

見学者のアンケート結果・・・ 品川総務課長

裁判員制度の取組状況（検察庁）・・・ 佐藤委員

裁判員制度の取組状況（弁護士会）・・・ 須藤委員

検察審査員，補充員の出頭状況は，必ずしも芳しくない。裁判員制度を始めに当たっても，克服すべき問題の一つである。

宮城県内の検察審査会は，仙台，古川，石巻，気仙沼にあるが，県南への配置はない。その理由ははっきりはしないが，配置当時，県南も仙台で賄えるという考えでそのようになったのではないか。

検察審査員，補充員に対しても日当，交通費は支給されているが，裁判員制度になった場合も一つの参考とされるのではないか。

NHKで2夜連続で放送された裁判員ドラマと座談会のうち，ドラマを見たが，よくできており，裁判員制度になったらどういう手続きを経てどうなるということが一通り分かった。しかし，実際になると，もっと戸惑いがあると思うし，殺意のところは難しい問題だと思う。

求刑についても，求刑12年に対して6年という判決になっていたが，その6年という期間が出せるかどうか，果たして妥当なのかどうか分かり難く，実際にやったら怖いだろうと思う。

実際にやってみないと分からないという感じがするが，我々の年代ではどうしようもないので，将来は教育の問題として取り上げていかなければならないのかなと思った。

特に，裁判員選任手続についての不安感が，現時点では大きいと思う。いつどういう形で通知が来て，どういう理由が辞退の正当な理由として認められるか，その辺が分からないので不安である。

ドラマでは，裁判官が非常に親身に素人の裁判員の意見を一つ一つ丁寧に吸い上げていたが，あんなことが果たして可能かなという気がした。呼ばれる側だけでなく，裁判所にとっても大変なことなのではないかと，そちらの方が心配になった。

量刑の妥当性については，多くの事例との比較で考えられるものであると思うが，一つの事件だけで呼ばれる裁判員に果たして多くの事例を学ぶ時間があるのか，そのような中で，量刑が妥当かどうかを判断するのは非常に難しいと思う。

ドラマでも，休んだら首になると言っていたが，今後，広報を進めていくときには，個人の責任だけではなく，ぜひ職場全体での学ぶ場，研修の場というようなところでの広報も心掛けていただきたい。

現状では，広報の過程で，企業団体に働きかけてきてはいるが，5年先のことで，端的に言えば金儲けにならないことをするのはまだ早いということを回答するケースもあり，そのような事業所に対する広報が非常にやりにくいと感じている。研修についても，税理士会等公的団体のようなところは研修に組み入れてもらい広報をしているが，企業団体はまだそういうところはない。継続的に働きかけていかなければならないと思っているところである。

裁判官が大変だという御意見があったが、それは裁判所としても非常に重く感じており、どうしたら分かりやすく説明できるか等をこれから模擬裁判を経験しながら積み上げていきたいと思っているところである。

量刑についても、その一環で、裁判員に状況を分かりやすく説明し、かつ裁判員が新鮮な感覚で受け止めた量刑感覚をうまく反映できるように工夫をしている。最初からこの事件の相場はこうだとか言ってしまうと、それ以上の意見は出てこないの、その実情をどの辺で説明するかについても工夫が必要であるし、そのようなことを含めて現在検討中である。

うちの社員9人に裁判員について質問をしたところ、4人は行きたくない、4人は行く、1人は義務だから渋々行くという結果だった。頂いた資料に行きたくない理由として「人を裁くことに抵抗感がある」「正しい判断ができない」などと立派な理由があるが、本音のところは、私が社員から聞いた「ややこしいことにタッチしたくない」「面倒くさい」というところだと思う。人の不幸に首を突っ込みたくないというのも1人いた。逆に行ってみたいという理由は、好奇心とやじ馬根性それにプラス義務感ということだった。

行きたくないという理由は、そんなに立派なものばかりではないので、今後、広報をする際、一般の人、つまり庶民にどうアピールするかというところを考えていただければと思った。

私の認識では、裁判員は裁判所に1日行けば良いと思っていたが、Q & Aを見ていたらそうでもないようなので、今後の検討の際には、拘束日数とかそういうことを十分検討して頂きたい。

仕事で忙しいところをどのようにクリアして裁判員になっていただくかということが大きな問題である。裁判員になったために会社が潰れたというようなことになるととんでもないことなので、そのような極端なものは無理だと分かるが、一概に忙しいということになれば、誰でも忙しいことになり、どこに一線を引くのか、今後具体的な場合を検討していくことになる。

送付されたビデオを拝見して、裁判員裁判は大体こんな形で進むのかなというイメージはつかむことができた感じがする。

裁判員制度がうまく機能するかどうかは、裁判の短期集中審理が本当にできるかどうかというところがポイントと思う。知り合いの弁護士と話したときに、今想定されている短期集中審理は極めて難しい、それをやるとなれば今の弁護士のライフスタイルをまるっきり変えなければならぬので、制度には疑問を

持っていると言われた。また、判決になったときに、きちんとした判決理由が書けるのか疑問だということも言っていた。そんなことで、裁判員制度がうまく機能するか非常に懐疑的で、今、ますますその感を強くしているというのが率直な感想である。

裁判員は、量刑については、分からないので、裁判官にどのくらいが妥当なのかを聞いてしまうのではないかと思うし、裁判官に頼ってしまう結果、裁判官の言うとおりになり、裁判員の独自性が発揮できなくなるのではないかという懸念はある。

裁判の進め方については、検察庁、弁護士会も中身について詰めて行く必要がある。裁判を短時間で、できるだけ迷惑をかけないように裁判員にやっていただくための準備をどうするかについては、今後、真剣に考えていくという状態である。

量刑については、専門家でも難しいところはあるが、裁判員には市民感覚で、重罰にすべきだというような意見をアトランダムに言ってもらい、その中で、他の事件との比較が出てきて、だんだん調整をしていくことになると思うので、こっちの裁判とあっちの裁判の結果が全然違うということにはならないと思う。

量刑は、基本的に今の裁判官が決めているのはおかしいと言っているわけではないし、素人が裁判員になるのであるから、ある程度、裁判官にリードしてもらわないと結論は出てこないと思う。その過程で、国民の社会常識、感覚から考えておかしいと言える程度で良いのではないかと思う。

言葉の点についても、ある程度、厳密な言葉を使わないと正確な結論が出てこないという面もあるので、裁判官はそんなに遠慮することはないと思う。

2日目のNHK放映を見たが、その中でインパクトが強かったのは、出席した大学の先生が言った、裁判員制度をするというのは、要するに市民社会の裁判をやっていくという一言だった。そのためにいろいろな改革がなされているものと思う。裁判所の法壇も下がってきたということであるが、それもまさにそのことを実現しているものと思う。

ビデオも拝見したが、選任手続の部分は広報活動で工夫する必要がある。NHKの放映に、イタリアの裁判が出ており、実際に裁かれる被告のコメントとして、同じ市民に裁かれるので安心だというものがあつた。自分を裁く裁判員6人は、被告から見ても、こういう人に裁判をしてもらおうのであれば安心とい

う状況を作っていかなければだめになると思う。アンケートにあるような理由だと、被告が実は拒絶したいという人も含まれることになる。

NHKドラマとビデオは拝見したが、座談会で、要は最終的な判決については、1人で決めるわけではなく、皆で協議して決めるのだということを、何度も言っていたので幾らか気が楽になったというのが率直な感想である。

仕事をしている人、介護をしている人、特に家庭を持っている人に対する配慮というのが、必要なのではないかと思う。

企業は、裁判員を引き受けたことによる不利益的取扱をしてはならないということであるが、それ以前に企業の責任として、従業員にそのような役割がきたときには心おきなく引き受けることができる環境作り、あるいは仕事のやりくりなど、労使ともに配慮をする義務というのが必要ではないかと思う。

制度周知の方法として、経営団体はサプ的役割、傘下事業所に対する周知、機関紙の中に、こういう制度が新しくできたというような周知は可能であるが、それから一歩進んで、それぞれの傘下事業所に、こういう協力要請があったら積極的に参加せよ、というところまでの指導権は持っていないというのが現状である。

個々の事業所に対する周知は、個別に周知文書を出して、説明会を何度も開催し、お知らせをしていくという、金がかかるが、それが一番だと思っている。

上部団体に依頼する方法については、傘下の事業所に対しての機関紙を通じての周知は可能ではあるが、指導するという立場にはないというのが現状なので、個別にやらざるをえないと思う。

いろいろな取組を促すときには、企業の社会的責任と法令遵守というコンプライアンスを訴えていかないと、なかなか新しい制度を企業に植え付けるのは難しいと思う。

周知、広報をするに当たって、対象となる年齢層、個人個人の置かれて立場等にポイント置いて周知をする、それから職場、家庭、地域というようなところでは、個人の努力に委ねるだけでなく、社会的な仕組みの中でのサポート体制を構築するとか、区民大会等で広くいろいろな世代、いろいろな状況の人達が集まる場所で話をするというのも良いと思う。

当初、裁判員に関しては、不安だったが、その後、啓蒙され、また、ビデオ等を拝見して、自分でもできるのではないかという感じがしてきた。

裁判員になったことによる心の負担、裁く立場に立つということは何なのか

という抵抗感，裁判の仕組みに沿ってどういう手続をしたら良いかという仕組みが分からない中で，裁判所にうまく誘導してもらえば判断ができるようになるのではないかと思う。

裁判員制度の議論が出てきた根本は，国民に統治主体としての意識をしっかり持ってもらうとか，民主主義の根本だということであるが，理屈としては分かっても，一般の広報の場面でどう使うかということになると非常に固い話になってきて，なかなか難しいというイメージは持っているが，そこは避けては通れないというところである。

裁判員選定については，事前にこの事件は何回の審理で，具体的にいついつ来ていただくというように，はっきり特定して，その上で都合の良い人に出てきてもらうという制度設計になっている。そこに結婚式が入った，あるいは法事が入ったりして差し支えるということになる，その辺は，今後，法曹三者で詰めていかなければならないというところである。

(2) 次回期日等

次回期日 5月23日(月)午前11時30分～午後5時頃までの予定

(場 所) 未定

(予 定) 裁判員模擬裁判一終了後意見交換

(その他) 昼食会予定，詳細は事務局から連絡をする。

次々回期日 7月14日(木)午後1時30分～3時30分

(場 所) 第5会議室

(予 定) 未定